第 NS/RKM/1209/025 号

平和的な集会に関する法律

カンボジア国王は，

－カンボジア王国の憲法

－2008 年 9 月 25 日付の第 NS/RKT/0908/1055 号のカンボジア王国政府の任命に関する勅令

－1994 年 7 月 20 日付の第 02/NS/94 号の内閣の構成及び運営に関する法律の公布のための王令

－1996 年 1 月 24 日付の第 NS/RKM/0196/08 号の内務省の設立に関する法律の公布のための王令

－カンボジア王国首相及び内務大臣の建議

を理解し，下記の法律を公布する。

第 4 期国民議会の 2009 年 10 月 21 日の第 3 会期において採択され，第 2 期上院議会の 2009 年 11 月 17 日の第 6 会期において修正なく全体形式及び内容が承認された平和的な集会に関する法律

第 1 章
総則

第 1 条

本法は，カンボジア王国における平和的な集会の構成及び運営を定めることを目的とする。

第 2 条

本法は，平和的な集会によるクメール国民の表現の自由を保障することを目的とするが，この権利をみだりに用いて，他者の権利，自由及び名誉，国家の美風，公の秩序並びに国の安全に影響を与えてはならない。

第 3 条

本法の実施範囲は，カンボジア王国内で行われるすべての平和的な集会及びデモ行進に及ぶが，以下には適用されない。

1. 選挙運動期間中の会合，集会又は行進
2. 工場又は企業のフェンスの内外やフェンスに隣接した場所で行われる労働争議に関する集会。かかる集会には，労働法が適用される。
3. 宗教，芸術，文化，国家習慣及び伝統に仕えることを目的としたパレード，葬列及びその他の集会，並びに社会の利益のための教育普及活動

第 4 条

平和的な集会とは，様々な形態又は手段を平和的に用いることにより，その感情，意見又は意思を公然と要求，主張又は表現する人々の集団が行う集会又は行進をいう。

第 2 章
平和的な集会の実施に関する届出の手続

第 5 条

公共の場所で平和的な集会を開くことを希望する個人の集団は，その場所を管理する管轄市町村又は州の地方自治体に対し，書面により届け出るものとする。

第 6 条

届出書には，以下を記載するものとする。

－クメール国民身分証明書の写しを添付した 3 名の先導者の氏名及び連絡先住所
－平和的な集会を開く目的
－平和的な集会の日時及び期間，活動に使用される会場及び通路，参加人数並びに車種別関係車両台数

届出の申請者はすべて，本法第 16 条で定めたその責任ある役割及び義務を尊重し，これに従うことを確実にするものとする。

第 7 条

届出書は，平和的な集会の開催期日の 5 営業日前までに市町村又は州の役所に提出するものとする。

第 8 条

届出書を受領した際，市町村又は州の役所は，以下を行うものとする。

1. 届出書の申請者に対し，書面により受領確認を行うこと。
2. 行政機関の建物の目に入りやすい場所又は公式ホームページに届出書を直ちに掲示すること。
3. 地方警察署，国家憲兵署その他デモの会場に関連する管轄当局に届出書の写しを交付すること。

第 9 条

管轄市町村又は州の地方自治体は，以下の場合を除き，届出書に対し書面により前向きに回答するものとする。

－平和的な集会が，国王の誕生日，戴冠日，水祭り，国家独立記念日，クメールの正月及びプチュバンの日に開かれる場合

－デモが危険を生じる可能性があるか，治安，安全及び公の秩序を重大な危険にさらす可能性があることを示す明確な情報がある場合

第 10 条

管轄市町村又は州の地方自治体は，届出書が提出された日から開始して最大 3 営業日以内に審査及び回答を行うものとする。管轄市町村又は州の地方自治体が平和的な集会の開催期日までに回答を行わなかった場合は，その管轄市町村又は州の地方自治体がこれを承認したことを黙示する。

第 11 条

管轄市町村又は州の地方自治体は，デモが危険を生じる可能性があるか，治安，安全及び公の秩序を重大な危険にさらす可能性があることを示す明確な情報を有する場合，解決策を協議するため地方自治体その他の関連当局と話し合う時間を持てるよう，届出書の申請者に直ちに回答及び通知を行うものとする。

第 12 条

協議において，両当事者が合意に達しない場合，管轄市町村又は州の地方自治体は，決定力のある意見の提供を内務大臣に要請するものとする。

第 13 条

内務大臣の決定は，書面により下されるものとし，遅くとも 24 時間以内に，予定する平和的な集会の前に届出書の申請者に交付されるものとする。決定書の写し及び合意された変更の内容は，関連管轄当局及びその平和的な集会の影響を受ける可能性のあるその他の地域の当局に交付するものとする。

第 14 条

平和的な集会が以下の会場で開かれる場合，本法第 6 条第 1 項に定めた記載及び保証は要求されず，平和的な集会の先導者 3 名の署名又は拇印を付し，クメール国民身分証明書の写しを添付した書面による届出のみを，営業日の間は 12 時間前までに，又は休日の間は 36 時間前までに管轄市町村又は州の地方自治体に行うものとする。

1. 法若しくは規則を遵守して適切に造られた自由公園で，かつ，その平和的な集会の規模が各市町村若しくは州につき 200 人以内の場合，又は
2. 私有地において又は共有地の場合には，地主若しくは共有地の管理を担当する理事会の承認がある場合，かつ，その平和的なデモの人数が 200 人以内の場合

ただし，2 つ以上の異なる集団の平和的な集会がある場合，かつ，これらの者が全員，同じ会場及び同じ時間に集会を開くことを希望する場合，管轄市町村又は州の地方自治体は，最初に届出書を提出した集団が最初に開催することを支持する決定を行うものとし，又は別の集団に 500 メートル以上離れた別の会場で集会を開催すること

を認めることができる。
本条に規定した平和的な集会は，午前 6 時から午後 6 時までの間に限り開くことができる。

第 3 章
デモの先導者及び管轄当局の責任

第 15 条
平和的な集会が合意され，行進が公道で行われる場合，コミューン／サンカット，地区／市町村／カン，州／首都の地方自治体，又は代表者として指定された職員は，地方警察官及び国家憲兵官と協力し，事業，サービス，商業その他の取引活動の重大な混乱を避けるために適切であり，車両に都合が良い経路を指定することにより悪影響を防ぐものとする。

第 16 条
平和的な集会の先導者は，デモの平和的な進行を維持し，以下の条件に従うため適切な措置を講じる責任を負う。
1. 参加者に対し，本条第 3 号に定める参加者の責任について伝えること。
2. デモの平和的な進行を確実にするため，地域職員及び関連管轄当局と協議し，協力すること。
3. 平和的な集会の開始から終了まで，適切に秩序を維持し，指定された時間及び会場に適正に遵守すること。

第 17 条
管轄当局は，平和的なデモを保護するために治安，安全及び公の秩序を確実にする措置を講じるものとし，平和的な集会の実施を妨げてはならない。

第 18 条
平和的な集会の先導者からの支援要請があった場合，管轄当局は，平和的な集会の自由権を行使し，かつ，威厳をもって公然と表現の自由権を行使することを確実にするため，法に従い，細心の注意をもって適切な要請に対応するよう努めるものとする。

第 19 条
平和的な集会の会場で治安，安全及び公の秩序を維持することを指定された管轄当局は，適切な制服を着用し，その制服の前面に名札と識別コードを表示するものとし，また，徹底して忍耐強い態度を守るものとする。

第 20 条

承認された平和的な集会（本法第 10 条で定めた，回答を行わない市長村又は州の地方自治体による黙示承認を含む。）は，分散してはならない。

平和的な集会が暴力化した場合，管轄当局は，直ちにデモを差し止め阻止するための適切な措置を取るものとする。

平和的に進行するデモであっても，本法第 5 条，第 6 条及び第 14 条に従って届出書が提出されていない場合には，管轄当局は，当該デモを阻止する措置を取ることができる。

第 4 章
違反の取扱手続及び罰則規定

第 21 条

本法第 5 条，第 16 条及び第 20 条（第 2 項及び第 3 項）に違反した平和的な集会の先導者は，書面により警告を受けるものとする。

第 22 条

本法第 17 条，第 18 条，第 19 条及び第 20 条（第 1 項及び第 2 項）に違反した地域当局職員又は管轄当局職員は，書面により警告を受けるものとする。

第 23 条

デモ参加者が他者に危険又は被害を与え得る道具を携行しているか，他者の権利及び自由を妨げる行為をした場合，管轄当局は，当該道具を没収するか，当該行為をさらにすることを当該デモ参加者に禁じるものとする。当人が道具を差し出すことを頑なに拒むか，行為の中止を拒絶する場合，管轄当局は，平和的な集会が完全に終了するまで当人を一時的に拘置するものとし，その後，当人は解放されるが，その他の違反が行われていない場合に限られる。

第 24 条

デモ参加者が武器又は爆発物を携行している場合，管轄当局は，これらの武器又は爆発物を没収し，当人を拘置し，逮捕し，有効な法に則した解決のため管轄機関に送るものとする。

第 25 条

平和的な集会の間に，私有財産又は公有財産を窃盗，強盗したか，これらに損害を生じさせた者は，有効な刑法に従って処罰される。

第 26 条

平和的な集会の過程が暴力化し，私有財産又は公有財産のいずれかに損害を生じさせた場合，賠償は，犯罪実行者及び共犯者の責任とする。

前項の者が賠償金を支払うことができない場合，管轄当局は，訴訟を提起し，裁判所に付託するものとする。

第 27 条

平和的な集会の過程が暴力化した場合，違反を行い，管轄当局又はデモ参加者その他の個人に危害を加えたか，死をもたらした者は，有効な刑法に従って処罰される。

第 5 章
経過規定

第 28 条

本法の発効から 6 か月以内に，首都及び各州は，適切な複合施設又はセンターを選択して「自由公園」を設立するものとし，これは，本法第 14 条に定めた平和的な集会又は公の表現を行うために，それぞれの地域管轄で公衆が見聞きしやすいものとする。

第 6 章
最終規定

第 29 条

1991 年 12 月 27 日にカンプチア国の国民議会で採択され，1991 年 12 月 28 日付の勅令第 115 号によって公布された平和的な集会に関する法律, 及び本法の本質と相反するすべての規定は無効とする。

第 30 条

本法は，緊急のものであることを宣言する。

2009 年 12 月 5 日，プノンペン，王宮において

国王署名及び国王印